

## 平成27年度美郷町奨学生を募集しています

経済的な理由により修学が困難な学生を援助するため、奨学金の貸し付けを行っています。

- 対象者** ●保護者が美郷町に居住し、経済的な理由で修学が困難な方  
※他の奨学資金団体の貸与が決定した場合は、町の奨学金を受けることができません。
- 貸与額** ●大学・短大・2年以上の専門学校の場合：月額4万円  
高等学校の場合：月額1万5千円
- 償還方法** ●卒業の月の1年後から10年以内(無利子)  
※返還は原則、年賦または半年賦となります。

### 提出書類 ●

- ①奨学生願書  
(教育総務課窓口で配布します。また、町ホームページからもダウンロードできます。)
- ②平成26年の世帯全員の所得がわかるもの  
町・県民税申告書や所得税確定申告書の写し  
(所得証明書ではありません。)
- ③本人および保証人の住民票
- ④入学先の在学証明書
- ⑤高校生は出身中学校の成績証明書、  
大学・短大・専門学校生は出身高校の調査書

**提出先** ●町教育委員会教育総務課(役場庁舎2階)

**申込期限** ●5月15日(金)

**貸与決定** ●6月に採否を通知します。決定された方の奨学金は4月にさかのぼって貸与します。

**申込・問** ●町教育委員会教育総務課 教育総務班  
☎0187(84)4914

## 介護保険事務所からのお知らせ

### 地域密着型サービス事業所公募の説明会を開催します

大曲仙北広域市町村圏組合では、介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業所の基盤整備を進めています。平成27年度に整備計画のある指定地域密着型サービスの公募について、説明会を開催します。

**日時** ●5月15日(金) 午後2時～

**場所** ●大曲市役所仙北支所3階 第1会議室

**参加申込** ●法人名、参加者名、電話番号、開設を希望する事業名、開設予定地、開設予定時期を明記のうえ、FAXでお申し込みください。

**申込期限** ●5月8日(金) 午後5時

- 募集内容** ●①看護小規模多機能型居宅介護(旧複合型サービス)  
②定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 応募資格** ●①設置主体は法人であること。  
②整備年度内に事業の開始が可能であること。  
③介護保険法第78条の2第4項各号に該当しないこと。  
④応募に係る説明会に参加すること。

**申込・問** ●大曲仙北広域市町村圏組合 介護保険事務所  
事業監査班 ☎0187(86)3913 Fax0187(86)3914

## 六郷東部地区、畑屋地区、仙南東部地区で簡易水道未加入の皆さまへのお知らせ

町では、災害等で停電が発生した際にも水道水を供給できる体制を整えています。安全・安心な生活を守るため、簡易水道への加入をぜひご検討ください。

**申込・問** ●町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

## 4月1日から防災行政無線による定時チャイムの放送をしています

外での作業の際の定時確認や、帰宅時間等の目安にしてください。また、定時チャイムが通常どおり放送されているかどうかを確認いただくことによって、防災行政無線が正常に作動しているかの点検を兼ねていますので、聞こえにくい場合は下記へご連絡くださるようお願いいたします。

**放送時間** ●午後6時～(毎日1回)

**問** ●町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

## 早朝総合健診を受診しましょう

社会保険から国民健康保険への切り替えや転入などで新たに受診を希望される方は下記へご連絡ください。申込みしている健診日に都合が合わない場合は、他の健診日でも受診できます。

また、早朝総合健診では特定健康診査・健康診査のほかに、がん検診などの各種検診も行っています。各種検診は、加入している健康保険に関係なく、対象年齢の方であればどなたでも受診することができますのでこの機会にぜひ受診しましょう。

健診日、検診項目等詳しくは、広報美郷4月号15～16ページをご確認ください。

**持ち物** ●健康保険証、健康手帳、受診通知書

**問** ●美郷町保健センター ☎0187(84)4900

## 美郷町国民健康保険加入者の皆さまへ

### 交通事故に遭ったら国民健康保険に届け出を!

交通事故などで負傷したことが原因で医療機関での治療を受けたときは、被害者の医療費は加害者が負担します。原則として国民健康保険は使用できません。しかし、加害者がすぐに医療費を支払えない場合などには、一時的に国民健康保険を使用して、加害者が負担するべき医療費を国民健康保険で立て替えることもできます。この場合、届け出が必要です。

交通事故に遭ってしまった場合は警察に届け出ると同時に、町福祉保健課医療保険班まで届出をしてください。相手方のない自損事故の場合でも、届け出が必要です。

**届出に必要なもの** ●国民健康保険被保険者証、印鑑、交通事故証明書

### ■示談交渉の前に届出を!

町福祉保健課医療保険班へ届け出る前に加害者から治療費を受け取ったり、示談交渉をしたりしてしまうと、国民健康保険を使えなくなることがあります。示談交渉をする前に必ず届出をしてください。

**問** ●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907